

# 《 事務所ニュース 2023年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 雇用保険料率変更について (2023年4月から)

### 令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
  - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
  - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

#### <令和5年度の雇用保険料率> (赤字は変更部分)

| 事業の種類                 | 負担者                                 |            | 失業等給付・育児休業給付の保険料率 | 雇用保険二事業の保険料率 | ①+②<br>雇用保険料率 |
|-----------------------|-------------------------------------|------------|-------------------|--------------|---------------|
|                       | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ) | ②<br>事業主負担 |                   |              |               |
| 一般の事業                 | 6/1,000                             | 9.5/1,000  | 6/1,000           | 3.5/1,000    | 15.5/1,000    |
| (令和4年10月~)            | 5/1,000                             | 8.5/1,000  | 5/1,000           | 3.5/1,000    | 13.5/1,000    |
| ※<br>農林水産・<br>清酒製造の事業 | 7/1,000                             | 10.5/1,000 | 7/1,000           | 3.5/1,000    | 17.5/1,000    |
| (令和4年10月~)            | 6/1,000                             | 9.5/1,000  | 6/1,000           | 3.5/1,000    | 15.5/1,000    |
| 建設の事業                 | 7/1,000                             | 11.5/1,000 | 7/1,000           | 4.5/1,000    | 18.5/1,000    |
| (令和4年10月~)            | 6/1,000                             | 10.5/1,000 | 6/1,000           | 4.5/1,000    | 16.5/1,000    |

(枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養蠶、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## 健康保険料率及び介護保険料の変更 2023年3月から（4月納付分）

全国健康保険協会は、令和5年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。また、全国一律の介護保険料率については、1,82%に引き上げ変更になります。

変更は令和5年3月（4月納付分）からとなります。従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

| 全額表示 | 健康保険   | 合計保険料  |
|------|--------|--------|
| 千葉県  | 9.87%  | 11.69% |
| 東京都  | 10.00% | 11.82% |
| 埼玉県  | 9.82%  | 11.64% |

## 障害者雇用率を段階的に引き上げ予定 (2026年度)

2023年1月18日 厚労省労働政策審議会障害者雇用分科会が開催されました。

議題の中に「障害者雇用率について（案）」が含まれており、資料の要旨は以下の通りです。

- 2023年度からの障害者雇用率は、2.7%
- ただし、雇い入れに係る計画的な対応が可能となるよ2023年度は2.3で据え置く。
- 2024年度 2.5%、2026年度 2.7%と段階的に引き上げる。

また、障害者雇用促進法に基づき2024年4月から雇い入れに必要な一連の雇用管理に対する相談業務の助成金が創設される予定です。

あわせて、短時間（週10~20時間）で働く重度の身体障害者・知的障害者や精神障害者の実雇用率への算定も可能になる見込みです。2022年12月27日、厚労省労働政策審議会は裁量労働制の見直しに関する内容を含む報告書を公表しました。

## 裁量労働制、M&A業務を適用へ

専門業務型裁量労働制の対象業務にM&A業務を追加するほか、裁量労働制を適用する場合「本人の同意」を企画業務型裁量労働制に加えて専門業務型裁量労働制においても義務とし、健康確保措置の実施を求めるとのことです。

2023年に省令などを改正、2024年に施行の見通し。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行